

定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 本会社は、株式会社ヤマノホールディングスと称し、英文では、YAMANO HOLDINGS CORPORATIONと表示する。

(目的)

第2条 本会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式を保有することによる当該会社の事業活動の支配・管理。
 - 1) 和装品、洋装品、寝装品の製造加工及び販売
 - 2) 紳士服、婦人服、子供服、スポーツ用衣類の製造、加工、輸出入及び販売
 - 3) 絹、綿、毛、人造繊維、化学繊維、合成繊維、半合成繊維の織物編物、糸、綿並びにこれらのものを材料とする製品の加工及び販売
 - 4) 寝具製品、室内装飾品、家具の加工及び販売
 - 5) 時計、貴金属、宝石、毛皮製品、人工皮革製品その他各種装飾品の加工及び販売
 - 6) 家庭用電気製品、各種機械器具の販売及びリース業
 - 7) 下記に掲げるものの販売
 - ① 医薬品、ビタミンなどの栄養素を補給した栄養補助食品、健康食品、自然食品
 - ② 履物、日用品雑貨及び家具装飾品・スポーツ用品
 - ③ 教育用機器及び図書類
 - ④ 酒類、飲料品及び食料品
 - ⑤ 衛生用品、介護用品、介護機器、医療機器
 - ⑥ 什器、食器、陶磁器、ガラス器、漆器及び木製品
 - ⑦ 美術工芸品
 - ⑧ 事務用品及び事務用機器
 - ⑨ スポーツ用品及び健康機器
 - ⑩ 水質浄化装置機器
 - ⑪ ファンシー商品、ホビークラフト商品、ギフト商品
 - 8) 化粧品、医療部外品の製造、加工、輸出入及び販売
 - 9) 金銭貸付業
 - 10) ホテル、レストラン、飲食店、結婚式場の経営
 - 11) 生命保険の募集に関する業務及び損害保険代理業
 - 12) 衣料品のレンタル
 - 13) 書籍、印刷物の企画、製作及び販売

- 14) 各種展示会の設計、施工並びに陳列器具の販売及び賃貸
- 15) 服飾ファッション、デザインに関する業務
- 16) 商工業製品のデザイン立案制作及び企画指導業務
- 17) デザイン及び日常必需品の輸出入業務
- 18) マーケティングリサーチ及び経営情報の調査、収集、提供
- 19) 各種イベントの企画、制作及び運営
- 20) デザイナー、タレント、ファッションモデル及びアーティスト斡旋業務
- 21) 自主レコード制作並びに販売
- 22) 商標権の賃貸
- 23) 商業デザイン、工業デザインの企画、制作並びにそれらに関するコンサルティング
- 24) 映画、マイクロフィルム、スライドフィルム、ビデオテープ等各種映像物の企画、制作、販売並びに賃貸
- 25) 旅行斡旋業
- 26) コンピューターソフトウェアの開発、取得、賃貸及び販売
- 27) 不動産売買、賃貸借、仲介及び管理
- 28) 有価証券の売買及び運用
- 29) ゴルフ用品の製造販売
- 30) 金銭債権買取業務
- 31) 集金代行業務
- 32) 投資事業組合の組合財産の運用及び管理
- 33) 古物の売買
- 34) クレジットカード会員の募集に関する業務
- 35) 美容室、理容室、ネイルサロン、エステティックサロンの経営
- 36) 美容用品の販売
- 37) 割賦販売法に基づく割賦販売業及び割賦販売斡旋業務
- 38) 薬局の経営並びに医薬品の販売・卸売業
- 39) クリーニング業
- 40) インターネット及びカタログによる通信販売及び仲介
- 41) 有料老人ホーム事業その他介護等の高齢者向けサービス業
- 42) 写真スタジオの経営
- 43) 労働者派遣事業及び有料職業紹介事業
- 44) M&A（企業の提携・合併・買収）の仲介及びコンサルティング業務
- 45) インターネットのホームページの企画、制作及び運営
- 46) 自転車及びその部品並びに自転車付属品の製造、販売及び輸出入業
- 47) 総務・経理事務受託代行業務
- 48) 商標権の実施許諾

49) 経営上必要と認めた他の会社への投資

50) 各種教室の経営（着付・美容・料理・語学・パソコン・学習塾）

51) 個人及び企業の経営活性化の為に人材教育並びに研修業

52) 前各号に附帯又は関連する一切の事業

2. 本会社は前項1) から51) まで、及びこれらに附帯する一切の事業を営むことができる。

（本店の所在地）

第3条 本会社は、本店を東京都渋谷区に置く。

（機関）

第4条 本会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

（1）取締役会

（2）監査役

（3）監査役会

（4）会計監査人

（公告方法）

第5条 本会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。

第2章 株式

（発行可能株式総数）

第6条 本会社の発行可能株式総数は、88,000,000株とする。

（単元株式数）

第7条 本会社の単元株式数は100株とする。

（単元未満株式についての権利）

第8条 本会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利。

2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利。

3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利。

4) 次条に定める請求をする権利。

（単元未満株主の売渡請求）

第9条 本会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを本会社に請求することができる。

（新株予約権無償割当に関する事項の決定）

第10条 新株予約権無償割当に関する事項については、取締役会の決議によるほか、株主総会または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により決定する。

（株主名簿管理人）

第11条 本社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

3. 本会社の株主名簿、新株予約権原簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿、新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、本会社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第12条 本会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(招集)

第13条 本会社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 本会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月末日とする。

(招集権者及び議長)

第15条 株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。ただし、取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役がこれに当たる。

(電子提供制度)

第16条 本社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 本社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、本会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主又は代理人は株主総会毎にあらかじめ代理権を証明する書面を本会社に提出しなければならない。

(株主総会決議事項)

第19条 株主総会においては、法令又は本定款に別段の定めある事項をその決議により定めるほか、本会社株式の大量取得行為に関する対応策、基本方針をその決議により定めることがで

きる。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第20条 本会社に、取締役15名以内を置く。

(選任方法)

第21条 取締役は株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって、取締役社主、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副会長、取締役相談役、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(執行役員)

第24条 取締役会は、その決議により執行役員20名以内を定めることができる。

2. 執行役員の任免、義務、報酬その他の執行役員に関することについては、取締役会の定める執行役員規則による。

(取締役会の招集権者及び議長)

第25条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役会長に欠員又は事故があるときは、取締役社長が、取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会招集の通知)

第26条 取締役会招集の通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。

ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第27条 本会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規則)

第28条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として本会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第30条 本会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行役取締役等である者を除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(員数)

第31条 本会社に、監査役5名以内を置く。

(選任方法)

第32条 監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第34条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(報酬等)

第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役会規程)

第36条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役会の招集通知)

第37条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要がある時は、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意がある時は、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。
(監査役の実任免除)

第38条 本社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 本社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 会計監査人の責任

(会計監査人の責任限定契約)

第39条 本社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第7章 計算

(事業年度)

第40条 本社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(自己の株式の取得)

第41条 本社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(剰余金の配当)

第42条 本社は、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。

2. 本社は毎年3月31日又は9月30日の最終の株主名簿に記載又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「配当金」という。）を行う。

3. 本社は、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を株主総会の決議によっては定めない。

(配当金の除斥期間)

第43条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、本社はその支払義務を免れる。

2. 前項の金銭には、利息を付さないものとする。

(附則)

第1条 定款第16条の変更は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。

第2条 前条の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総

会については、変更前定款第 16 条はなお効力を有する。

第 3 条 本附則は、2023 年 3 月 1 日または前条の株主総会の日から 3 か月を経過した日の
いずれか遅い日後にこれを削除する。

平成 6 年 6 月 23 日 改 訂

平成 7 年 11 月 9 日 改 訂

平成 9 年 6 月 23 日 改 訂

平成 10 年 6 月 26 日 改 訂

平成 11 年 6 月 29 日 改 訂

平成 13 年 10 月 1 日 改 訂

平成 14 年 6 月 27 日 改 訂

平成 15 年 6 月 27 日 改 訂

平成 16 年 6 月 22 日 改 訂

平成 16 年 6 月 29 日 改 訂

平成 17 年 6 月 29 日 改 訂

平成 18 年 6 月 29 日 改 訂

平成 19 年 6 月 27 日 改 訂

平成 20 年 6 月 27 日 改 訂

平成 21 年 6 月 30 日 改 訂

平成 22 年 3 月 26 日 改 訂

平成 24 年 6 月 28 日 改 訂

平成 26 年 6 月 27 日 改 訂

平成 27 年 6 月 26 日 改 訂

平成 29 年 6 月 29 日 改 訂

平成 30 年 6 月 28 日 改 訂

2020 年 6 月 26 日 改 訂

2022 年 6 月 29 日 改 訂